

あつせん利得処罰法

(公職者あつせん利得)

第1条

公職にある者＝**衆議院議員**、参議院議員
又は地方公共団体の議会の議員若しくは長

(議員秘書あつせん利得)

第2条

衆議院議員又は参議院議員の**秘書**
＝国会法第132条に規定する秘書その他衆議院議員又は参議院議員に使用される者で当該衆議院議員又は当該参議院議員の政治活動を補佐するもの

国又は地方公共団体が**資本金の
2分の1以上出資している法人**



UR 都市機構

- ・ 締結する契約に関し
- ・ 請託を受けて
- ・ 権限に基づく**影響力**を行使して
- ・ **報酬**として財産上の利益を**收受**

発刊によせて

議員立法として、第150回国会において、「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」（平成12年法律第130号）が成立し、平成13年3月1日から施行されております。本法は、国民の政治に対する信頼を確保するため、公職にある者等（国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長並びに国会議員の公設秘書）の政治活動に関するルールを定めたものであり、その保護法益は、公職にある者等の政治活動の廉潔性及びこれに対する国民の信頼です。

本法成立に至る経緯を紹介しますと、まず、平成9年9月、自由民主党、社会民主党及び新党さきがけの連立与党三党間においてあっせん利得罪の法制化に関する検討が開始されたことを契機としております。この検討は、平成10年4月ころまで続けられましたが、結局、与党三党間で成案を得るに至りませんでした。また、平成10年6月にもあっせん利得行為等の処罰に関する法律案が参議院・衆議院にそれぞれ提出されたものの廃案となるなどして成立しませんでした。しかし、平成12年6月末、東京地検特捜部が摘発した受託収賄事件をきっかけとし、自由民主党、公明党及び保守党の連立与党三党の間において、あっせん利得罪の制定に向けた気運が高まり、平成12年9月22日、第150回国会において、与党三党所属議員から衆議院に「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律案」が提出されるなどし、同年11月22日、与党案が可決され、本法が成立するに至りました。

本書は、こうした長い経緯のもとで議員立法として成立した本法の趣旨・内容を一般に広く知っていただくため、自由民主党、公明党及び保守党の与党三党の議員間ですり合わせて作成した多くの想定問答例や国会での審議における実際の答弁例をもとに、法律の専門家の手を借りて、これらを分かりやすく問答式の形にとりまとめたものです。したがって、本書で示されているのは、いわゆる官側の見解ではなく、まさに立法者の意思であります。

本書が読者各位の参考書として利用されれば幸いです。

平成13年5月

衆議院議員 山本 有二

平成28年2月5日（金） 衆議院予算委員会 泉健太（民主・維新・無所属クラブ）配布資料

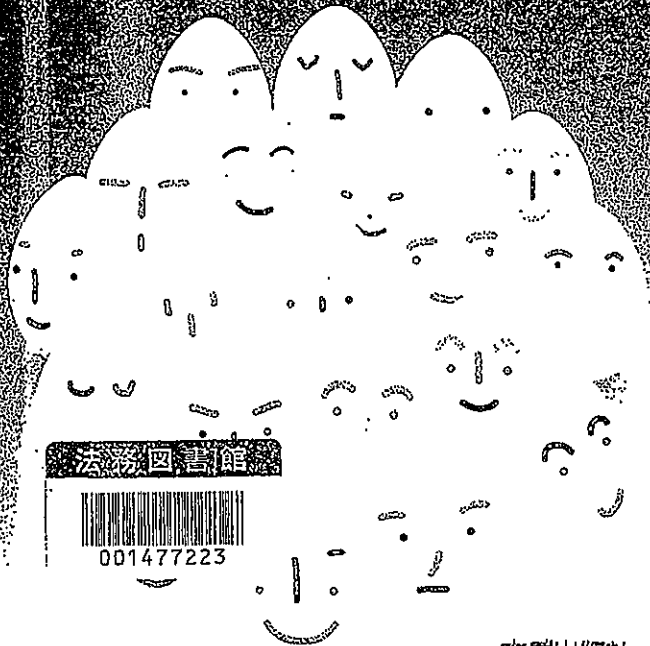
出典：勝丸充啓 編著 わかりやすい あっせん利得処罰法 Q&A を泉健太事務所加工

● わかりやすい

あっせん利得処罰法

Q&A

勝丸充啓 編著



本体1,000円(税別)

大成出版社

〔影響力行使〕

Q
13

「その権限に基づく影響力を行使して」とはどのような意味ですか。

A

1 「その（＝公職にある者の）権限に基づく影響力を行使して」という要件は、本法の罪が対象とするあっせん行為の態様（方法）を限定するものです。

2 まず、「権限」とは、公職にある者が法令に基づいて有する職務権限を言うものとされています。

具体的には、国会議員については、議院における議案発議権、修正動議提出権、表決権、委員会における質疑権等が、地方公共団体の議会の議員については、条例の提出権、議会における表決権、質疑権等が、地方公共団体の長については、規則の制定権、予算の調製及び執行、会計の監督その他の当該地方公共団体の事務を管理・執行する権限等が挙げられます〔注1〕。

3 次に、その権限に基づく「影響力」とは、このような公職にある者の権限に直接又は間接に由来する影響力、すなわち、法令に基づく公職にある者の職務権限から生ずる影響力のみならず、法令に基づく職務権限の遂行に当たって当然に随伴する「事実上の職務行為」から生ずる影響力をも含むものというものとされています〔注2〕。

つまり、国会議員が省庁の役人に対してあっせんする場面を例にとってみますと、国会議員が上記のような法令上の職務権限を持っていること（当該国会議員が当該省庁の法律案に反対する等）による役人に対する影響力のみならず、国会議員が、特に法律上の定めはないが、法令上の職務権限の遂行に伴って行う職務行為（当該国会議員が他の国会議員に対して当該省庁の法律案に反対するように働き掛ける等）による役人に対する影響力も、ここで

いう「影響力」に含まれるということです。

なお、ここでいう「事実上の職務行為」の例としては、他の国会議員に法案への賛同又は反対を求める行為、他の国会議員に一定の質問を行うよう働き掛ける行為、行政庁に対し説明を要請する行為等が挙げられます（Q15の2参照）。

4 さらに、影響力を「行使して」とは、そのような公職にある者の権限に基づく影響力を積極的に利用すること、言い換えれば、実際にあっせんを受けた公務員の判断を拘束する必要はないものの、態様として、あっせんを受けた公務員の判断に影響を与えるような形で、あっせんを受けた公務員に影響を有する権限の行使・不行使を明示的又は黙示的に示すことを言います〔注3〕。

(1) 簡単に言えば、公職にある者が、上記のような権限に基づく影響力を、あっせんを受ける公務員に対してちらつかせて、あっせんをするという意味です。実際に権限を行使する（質問をする、反対票を投じる、他の議員に対して質問や投票を働き掛ける等）必要はありません。

(2) 影響力を行使したと言うためには、あっせんを受けた公務員の判断に影響を与えるような態様である必要があり、かつそれで十分です。現実にあっせんを受けた公務員が影響を受けたことは必要ありません。したがって、通常はあっせんを受けた公務員が判断を左右されることはないような形でのあっせんであれば、たまたま実際にあっせんを受けた公務員の気が弱く、その判断を拘束する結果となってしまったとしても、権限に基づく影響力を行使したことにはなりません。逆に、実際にあっせんされた公務員が気丈であったため、その判断を拘束することができなかったとしても、通常の公務員ならその判断が左右するような形でのあっせんであれば、権限に基づく影響力を行使したことになります。また、仮にあっせんを受けた者が公職にある者の言動等によって判断を左右されたとしても、当該公職にある者に影響力の基礎となる権限がなく、あるいはその影響力が当該公職にある者の権限に基づくものと言う余地がない場合には、権限に基づく影響力を行使したことにはなりません。

(3) どのような行為があっせんされた公務員の判断に影響を与えるような態様での行為に当たるかは、具体的な証拠関係に基づいて判断されるべきも

事故発生前の(株)イーエスピーの経緯

- 平成26年 4月18日 (株)イーエスピーに対する事業許可の付与
- 5月 9日 (株)イーエスピーによる貸切バス事業の開始
- 平成27年 2月20日 (株)イーエスピーに対する一般監査を実施
- ※監査の結果、以下の違反事実を確認
- ・運転者の健康状態の把握が不適切
 - ・点呼の実施及び実施結果の記録が不適切
 - ・運転者に対して適性診断を受けさせていなかった
- 10月14日 (株)イーエスピーに対する弁明の機会の付与の通知
(弁明書の提出期限は、同年10月30日)
- 10月27日 (株)イーエスピーによる弁明書の提出
- 平成28年 1月13日 (株)イーエスピーに対する車両の使用停止処分(1両×20日)
(使用停止期間:1月15日～2月3日)
- ※ 同年3月15日以降にフォローアップ監査の実施を予定
- 1月15日 (株)イーエスピーの運行する貸切バス車両による事故が発生